

第4回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 2 議案第59号 いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第60号 いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第61号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 第 5 議案第62号 権利の放棄について
- 第 6 議案第63号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第64号 農村交流施設（ふれんどパーク羽鳥）の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第65号 農村交流施設（れいめいふれあい公園）の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第66号 都市公園等（北部地区）の指定管理者の指定について
- 第10 議案第67号 都市公園等（南部地区）の指定管理者の指定について
- 第11 議案第68号 都市公園（塩田第2公園）の指定管理者の指定について
- 第12 議案第69号 都市公園（新田公園）の指定管理者の指定について
- 第13 議案第70号 都市公園（串木野サンセットパーク）の指定管理者の指定について
- 第14 議案第71号 市来体育館等の指定管理者の指定について
- 第15 議案第72号 多目的グラウンド等の指定管理者の指定について
- 第16 下水道予算議案第2号 令和6年度いちき串木野市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第17 請願第2号 教育環境改善のため、2025（令和7）年度政府予算に係る意見書採択の請願
- 第18 予算議案第5号 令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）
- 追加日程第1 意見書案第2号 教育環境改善のため、2025（令和7）年度政府予算に係る意見書の提出について
- 第19 議案第73号 いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第74号 いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第75号 いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 予算議案第6号 令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）
- 第23 国特予算議案第4号 令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第24 介特予算議案第3号 令和6年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第25 後特予算議案第3号 令和6年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号)

第26 水道予算議案第2号 令和6年度いちき串木野市水道事業会計補正予算(第1号)

第27 議員定数等調査特別委員会の報告について

追加日程第2 議案第76号 いちき串木野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第28 所管事務調査の結果報告について

第29 所管事務調査の結果報告について

第30 閉会中の継続調査について

第31 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第4号（12月23日）（月曜）

出席議員 15名

1番	田畑和彦君	9番	大六野一美君
2番	西田憲智君	10番	濱田尚君
3番	高木章次君	11番	東育代君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	(欠員)	16番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神藺敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	企画政策課長	山崎達治君
副市	長	出水喜三彦君	財政課長	長畑正博君
教育	長	相良一洋君	教育総務課長	吉永康彦君
総務課	長	岡田錦也君	消防長	下池裕美君

令和6年12月23日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

去る12月17日までに受理した要望書等は、お手元に配付した要望書等配付文書表のとおりです。

次に、監査委員から提出のあった令和6年10月分の例月出納検査の結果並びに監査報告第6号及び第7号について、それぞれ写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第18

議案第58号～予算議案第5号一
括上程

○議長（中里純人君） それでは、日程第1、議案第58号から日程第18、予算議案第5号までを一括して議題とします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長吉留良三君登壇]

○総務厚生委員長（吉留良三君） おはようございます。報告いたします。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案5件、予算議案1件の計6件であります。

去る12月11日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第58号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が拘禁刑として単一化されるため、関係条例を整理しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号いちき串木野市子ども医療費助

成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、子ども医療費の支給方法について、窓口負担を無料とする現物給付方式へ変更するため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、県においては、現在、市町村民税非課税世帯の高校生以下を対象に窓口無料化を導入しているが、令和7年4月診療分から課税世帯の未就学児を窓口無料化の対象に拡充することになっている。今回、県の改正に合わせて、市独自に窓口無料化の対象を課税世帯の高生までに拡充する。

なお、課税状況を問わず未就学児から高生までの全ての者が窓口無料の給付対象となることから、本条例名を、子ども医療費助成条例から子ども医療費給付条例へ見直す。また、これまで、子ども医療費助成事業の対象外であった重度心身障害者医療助成事業やひとり親家庭等医療費助成事業の対象者については、制度間の優先順位を撤廃し、子ども医療費給付の受給資格も有することになるとのことであります。

審査の中で、今回の拡充により、どの程度市の負担が増えるのかと質したところ、現時点で医療費については約830万円の増と見込んでいるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、児童手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてであります。

本案は、大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合規約の一部を変更する

ものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号権利の放棄についてであります。

本案は、特別障害者手当等返納金に関わる債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、債務者に対して誤って支給した障害児福祉手当のうち未返納額3万6,000円について、債務者に対し破産の免責決定がされたことから債権の回収が不可能となったため、権利の放棄をするとのことでありす。

審査の中で、ほかにも同様の事例が発生しているかと質したところ、このような誤認定等は発生していない。今後このような間違いを起こさないよう、チェックリストを作成し複数人で確認するなどチェック体制を整えたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第5号令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,619万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億4,747万2,000円とするほか、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

10款1項1目地方交付税の普通交付税823万5,000円は、今回の補正の所要財源の追加であります。

21款市債5,088万6,000円の追加は、内水氾濫浸水対策事業の財源である道路整備事業債を5,000万円増額するほか、国の算定に基づき、臨時財政対策債を88万6,000円増額するものであります。

なお、今回の補正により、令和6年度末の市債残高は160億1,722万8,000円の見込みとなり、そのうち98億4,599万8,000円、61.5%が交付税措置される見込みであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

まず、各款にわたり人事異動等に伴う職員給与費等の補正を行っております。

2款総務費1項3目情報管理費の地方公共団体情報システムの標準化・共通化事業3,151万4,000円は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、対象となる本市の基幹業務システムを令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行するためのシステム関連経費を追加するものであります。

3款民生費1項2目障害者等福祉費の障害者総合支援法介護給付等事業1億4,103万2,000円は、利用見込み増に伴い、介護給付費及び訓練等給付費を追加するものであります。

次に、第2条債務負担行為の補正は、戸籍等への氏名の振り仮名記載事業と、今回の補正予算に計上されている結Lineこしき就航記念事業については2か年、農村交流施設や都市公園、スポーツ施設等の指定管理については3か年にわたるため、令和7年度以降分の債務負担行為を追加するものであります。

次に、第3条地方債の補正は、道路整備事業債及び臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

本案中委員会付託分は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件については、審査経過の概要と報告についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入りますが、予算議案第5号については、2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第58号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第59号いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第60号いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第61号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第62号権利の放棄について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長田畑和彦君登壇〕

○産業教育委員長（田畑和彦君） それでは、御報告申し上げます。

私ども産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案10件、予算議案2件、継続審査の請願1件の計13件であります。

去る12月12日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第63号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、市営住宅の入居要件について、同居親族要件等の緩和を行うため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、少子高齢化の進行に伴い、市営住宅の入居率が低下し、単身者からの要望もあることから、同居親族を不要とし、収入基準にある子育て世帯を、未就学児のいる世帯から高校生以下のいる世帯とするとのことであります。

審査の中で、入居要件を緩和すると、市街地にある住宅に入居者が集中し、郊外にある住宅の空きが増えることが考えられるが、何か対策を検討しているのかと質したところ、目的外での使用について検討し、国・県と協議をしていきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第64号から議案第72号までの指定管理者の指定に係る9議案については、いずれも最低賃金の引上げにより人件費が増となっており、その他費目は実績等により算定、また指定の期間を令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とするものであります。

まず、議案第64号農村交流施設（ふれんどパーク羽島）及び議案第65号農村交流施設（れいめいふれあい公園）の指定管理者の指定についてを、一括して報告いたします。

2議案の農村交流施設の指定管理者を引き続き、れいめい羽島協議会に指定しようとするものであります。

2議案ともに、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号都市公園等（北部地区）及び議案第67号都市公園等（南部地区）の指定管理者の指定についてを、一括して報告いたします。

2議案の都市公園等の指定管理者を引き続き、株式会社石原建設に指定しようとするものであります。

審査の中で、委員から、今回応募が1社であるが、複数から応募があり競争原理が働くような公募条件や方法などを検討すべきであるなどの意見が述べられたのであります。

2議案ともに、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号都市公園（塩田第2公園）、議案第69号都市公園（新田公園）及び議案第70号都市公園（串木野サンセットパーク）の指定管理者の指定についてを、一括して報告いたします。

3議案の都市公園の指定管理者を引き続き、塩田第2公園は中央地区まちづくり協議会に、新田公園は野平地区コミュニティ協議会に、串木野サンセットパークはれいめい羽島協議会に、それぞれ指定しようとするものであります。

3議案ともに、全会一致で可決すべきものと決しました

次に、議案第71号市来体育館等の指定管理者の指定についてであります。

本案の指定管理者を引き続き、株式会社日本水泳振興会に指定しようとするもので、指定管理を行わせる施設は、市来体育館、市来武道館、川北スポーツ公園及び秀栄ドームの4施設であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号多目的グラウンド等の指定管理者の指定についてであります。

本案の指定管理者を引き続き、有限会社俣木造園に指定しようとするもので、指定管理を行わせる施設は、多目的グラウンド、庭球場及び市来運動場の3施設であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第5号令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入について申し上げます。

17款寄附金1項1目ふるさと納税寄附金は、ガバメントクラウドファンディング寄附金60万7,000円の計上であります。

説明によりますと、冠岳登山道整備に係る寄附を返礼品なしで募集したところ、プロジェクトに共感した方々から39件の寄附があったとのことであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

7款商工費1項2目商工振興の結Lineこしき就航記念事業補助金126万円は、令和7年3月の就航を記念し、甕島商船株式会社が実施する運賃割引等に対する補助金及び就航日の記念イベント等を行う実行委員会に対する補助金の計上であります。

説明によりますと、補助については薩摩川内市と共同で行い各市2分の1ずつ負担する、運賃割引の実施は令和7年4月・5月のため、債務負担行為を設定し、今回の甕島商船に対する補助金は広告宣伝費の26万円、イベント実行委員会に対する補助金は100万円とのことであります。

同じく4目観光費ホテルアクシアくしきの施設調査事業304万7,000円は、建物の劣化状況や改修に係る将来費用を推計し、今後の施設の在り方や利活用の可能性を検討するための基礎資料作成に係る調査費の計上であります。

審査の中で、無償譲渡した建物であれば、現在の所有者が施設を運営するために調査すべきではないかと質したところ、施設の使用制限、土地の無償貸付の期限が令和8年9月であり、その後、建物が市に返還されることも想定し、今後の施設の運営や形態について調査・検討するための経費であるとの答弁であります。

また、この施設の継続性や重要性を考えれば、市が関与する必要があることも理解している。市民の理解が得られるよう丁寧な説明が必要ではないかと質したところ、今後、検討段階での丁寧な説明を心がけたいとの答弁であります。

8款土木費5項1目都市計画総務費の内水氾濫浸水対策事業5,000万円は、八房川に排水する樋門を築造するための工事費の追加であります。

10款教育費3項2目教育振興費の教師用指導書等購入費1,246万5,000円は、中学校教科書の令和7年度改訂に伴う指導者用デジタル教科書等の購入費の計上であります。

本案は、付託分について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、下水道予算議案第2号令和6年度いちき串木野市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

主な内容としましては、西薩中核工業団地内にあるプリマハム株式会社新工場の事業拡大に伴い、汚水量が大幅に増加したことにより、営業収益において下水道使用料1,250万円を追加し、営業費用において汚水処理に伴う経費として処理場費1,060万円を追加するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号教育環境改善のため、2025（令和7）年度政府予算に係る意見書採択の請願についてであります。

本件は、いちき串木野市湊町3108の3、領家栄昭氏から提出されたものであります。

請願の趣旨は、貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積している学校現場において、子どもたちの豊かな学びを保障するためには、教材研究

や授業準備時間の確保、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠である。小学校の学級編成標準は、段階的に35人に引き下げられ2025年度には完了する計画であるが、小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実施と きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる少人数学級を実現するよう求めるものであります。

こうした観点から、中学校、高等学校までの35人以下学級の推進と、さらなる少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の負担割合の復元、教育の機会均等を保障するため複式学級の解消、また特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてもカウントすることについて、国に対し意見書の提出を求めるものであります。

本件は、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○7番（田中和矢君） ホテルアクシアくしきの施設調査事業の304万7,000円のことでお尋ねいたします。

この施設は、我が市にとってなくてはならない、つまり大規模の会議とか宴会とか、そういったことがここでしかやれる施設がないということで、今後これがもし期限の令和8年9月で終わって返されるというようなことになれば、大変な市民の迷惑、あるいは非常に不便を講じることになるわけですが、そのことについて、産業教育委員会のほうでは、もう少し突っ込んだ、この調査によってどの程度の金額まではやれるけれどというのは、9月議会等で、700万円、250万円というような補助も出しております関係で、どの程度の金額の費用が出たならば、その調査結果によっては修理費用等を補助して継続させると。そういうような具体的な話はなかったものでしょうか。

○産業教育委員長（田畑和彦君） 今、田中議員か

らのお尋ねの件ですけれども、具体的なそういった数字、金額ということについてはありませんでした。

○7番（田中和矢君） 具体的なそのようなことはないにしても、この施設の重要性については多少触れてはありますけれども、存続させていかないといけないというような考えでの審議はされなかったのでしょうか。

○産業教育委員長（田畑和彦君） たしか、当日は田中議員も傍聴されておられたと思いますが、確かに、田中議員がおっしゃるように大事な施設であることはよく理解しているということで、さらに、その上から突っ込んだ内容というものについては審議はされておられません。

○7番（田中和矢君） その審議の際に、市からの答弁はどういった内容だったのでしょうか。

○産業教育委員長（田畑和彦君） 先ほど壇上で報告したとおりであります。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第63号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号農村交流施設（ふれんどパーク羽島）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第65号農村交流施設（れいめいふれあい公園）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第66号都市公園等（北部地区）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第67号都市公園等（南部地区）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第68号都市公園（塩田第2公園）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第69号都市公園（新田公園）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第70号都市公園（串木野サンセットパーク）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第71号市来体育館等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第72号多目的グラウンド等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、下水道予算議案第2号令和6年度いちき串木野市下水道事業会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号教育環境改善のため、2025（令和7）年度政府予算に係る意見書採択の請願について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は採択されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第5号について討論・採決に入ります。

予算議案第5号令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、2常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま産業教育委員長から、意見書案第2号教育環境改善のため、2025（令和7）年度政府予算に係る意見書の提出についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号教育環境改善のため、2025（令和7）年度政府予算に係る意見書の提出についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

△追加日程第1 意見書案第2号

○議長（中里純人君） 追加日程第1、意見書案第2号教育環境改善のため、2025（令和7）年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。

産業教育委員長に趣旨説明を求めます。

〔産業教育委員長田畑和彦君登壇〕

○産業教育委員長（田畑和彦君） ただいま議題とされました意見書案第2号教育環境改善のため、2025（令和7）年度政府予算に係る意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積し、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況であり、子どもたちの豊かな学びを保障し学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠であります。

また、小学校の学級編制標準は、段階的に35人に引き下げられ2025年度には完了する計画であるが、今後は、小学校だけにとどまらず中学校、高等学校での35人学級の早期実施ときめ細かな教育活動を進めるためには、さらなる少人数学級の実現が必要です。

このようなことから、国及び関係行政機関に対し、次の事項を求める意見書を提出しようとするものであります。

一つ、中学校、高等学校までの35人以下学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級実現を図ること。

二つ、学校施設、教材、図書、安全対策など子どもたちの教育環境において、自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

三つ、離島、山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編制基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。また、学校統廃合については地域や保護者の意見も尊重して対処すること。

四つ、特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてもカウントすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、提案いたします。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第19～日程第26

議案第73号～水道予算議案第2号一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第19、議案第73号から日程第26、水道予算議案第2号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第74号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本市議会議員及び特別職の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

改正の主な内容は、12月の期末手当の支給割合を0.05月分引上げ1.675月分とし、本年12月1日から適用しようとするものであります。これにより、年間の期末手当の支給割合は3.30月分となり、令和7年度以降、支給割合を6月と12月で平準化するものであります。

議案第75号いちき串木野市職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本市一般職の職員の給料表等を改定しようとするものであります。

改正の主な内容は、第1に、職員の給料表を平均3.1%引き上げるもので、本年4月1日から適用しようとするものであります。第2に、期末手当及び勤勉手当の改定であります。12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げ、期末手当の支給割合を1.275月分、勤勉手当の支給割合を1.075月分とし、本年12月1日から適用しようとするものであります。これにより、年間の期末手当の支給割合は2.50月分、勤勉手当の支給割合は2.10月分となり、令和7年度以降、支給割合を6月と12月で平準化するものであります。

次に、予算議案第6号令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響が大きい低所得世帯の支援に係る事業費の計上が主なるもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,375万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を191億2,123万1,000円とするほか、繰越明許費の設定であります。

それでは、歳出から、その主なるものについて説明を申し上げます。

まず、議案第73号から第75号による特別職、一般職及び会計年度任用職員の給与改定等に伴い、人件費を追加するもので、特別職分で14万2,000円、一般職分で6,412万4,000円、会計年度任用職員分で4,641万7,000円の増額となり、各款にわたり補正しております。

3款民生費は社会福祉費で、住民税非課税世帯に3万円を給付する重点支援給付事業費の計上及び住民税非課税世帯に対し、子ども1人当たり2万円を加算する子育て世帯支援給付（こども加算）事業費の追加であります。

これに伴う歳入は、10款地方交付税で補正財源所要額及び14款国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加であります。

第2条繰越明許費は、住民税非課税世帯に対する重点支援給付事業及び低所得の子育て世帯支援給付（こども加算）事業について、翌年度に繰り越して使用するものであります。

次に、国特予算議案第4号令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ377万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億2,883万1,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費及び5款保健事業費で、給与改定等に伴う会計年度任用職員報酬等の追加であります。歳入は、6款繰入金で一般会計繰入金、7款繰越金で前年度繰越金の追加であります。

次に、介特予算議案第3号令和6年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ204万円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億3,304万8,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費及び3款地域支援事業費で、給与改定等に伴う会計年度任用職員報酬等の追加であります。歳入は、7款繰入金で一般会計繰入金の追加であります。

次に、後特予算議案第3号令和6年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億7,647万6,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費で給与改定等に伴う会計年度任用職員報酬の追加であります。歳入は、3款繰入金で一般会計繰入金の追加であります。

次に、水道予算議案第2号令和6年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う給与費の追加で、収益的収支の支出に305万8,000円を追加し、

総額を6億6,361万4,000円、資本的収支の支出に3万3,000円を追加し、総額を5億5,778万9,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（中里純人君） これより質疑に入ります。

まず、議案第73号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 次に、議案第74号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 次に、議案第75号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 次に、予算議案第6号令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 次に、国特予算議案第4号令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 次に、介特予算議案第3号令和6年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 次に、後特予算議案第3号令和6年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 次に、水道予算議案第2号令和6年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質

疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第73号から水道予算議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号から水道予算議案第2号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第73号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、予算議案第6号令和6年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、国特予算議案第4号令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、介特予算議案第3号令和6年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、後特予算議案第3号令和6年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に

ついて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第2号令和6年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第27 議員定数等調査特別委員会の報告について

○議長（中里純人君） 次に、日程第27、議員定数等調査特別委員会の報告についてを議題とします。

議員定数等調査特別委員長に報告を求めます。

〔議員定数等調査特別委員長 東 育代君 登壇〕

○議員定数等調査特別委員長（東 育代君） 令和5年第5回市議会定例会において、「本市の議員定数及び報酬等はいかにあるべきか」調査するため、8人の委員をもって構成する議員定数等調査特別委員会が令和6年12月31日までの期限を付して設置されました。

本委員会においては、本市と人口規模が類似している九州管内36市の議会運営に関する資料の収集をはじめ、議員定数・報酬及びいちき串木野市議会に対する意識調査や市内各種団体との意見交換会を行うなど、民意の把握に努めながら、これまで9回にわたり委員会を開催し、調査を行ってまいりました。

このたび令和7年11月12日、議員の任期が満了と

なることを踏まえ、次回の一般選挙に向けて、委員会の意見を集約し、議員定数案及び報酬案について結論を得ましたので、その調査の経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会では、第1回委員会を令和5年12月21日に開催して以来、議員定数及び報酬等について慎重かつ真摯に議論を重ねてまいりました。

まず、初めに、本市の議員定数の経緯について申し上げます。合併前の定数は、旧串木野市22人、旧市来町16人の計38人です。合併直後の平成17年11月には、定数を22人とし新市として最初の選挙が行われ、平成21年11月には、定数22人から4人減じ定数18人、また平成29年11月には、定数18人から2人減じ定数16人で選挙が行われ、現在に至っております。

次に、本市の議員報酬の経緯について申し上げます。合併時の平成17年11月は、議長40万円、副議長31万4,000円、議会運営委員長及び常任委員長30万円、議員29万円でありましたが、平成19年4月の改定において、いちき串木野市特別職報酬等審議会の答申により、本市の危機的財政状況、社会情勢、市民感情等を総合的に勘案して、5%削減することとし、議長38万円、副議長29万8,300円、委員長28万5,000円、議員27万5,500円となりました。また、平成30年4月の改定において、報酬等審議会の答申により、本市の議員報酬は、県内19市中14番目と低い水準であること、九州内の類似団体と比較して5万円以上の差があること、過去の報酬削減、議員数の削減による財政効果が大きいこと、若い世代や能力ある人材が議員に立候補しやすい環境を整える必要があることなどから、2%引き上げ、議長38万7,600円、副議長30万4,200円、委員長29万700円、議員28万1,000円となり、現在に至っております。

協議していくに当たり、本委員会では、まず、本市を除く県内18市及び九州管内の人口規模が類似している九州管内18市、合計36市を対象に、資料を収集し、データの分析を行いました。

資料に基づく人口2万人から3万人の本市を除く18市の議員定数の比較では、定数19人が1市、18人が5市、16人が9市、15人が1市、14人が1市、13

人が1市となっております。また、人口2万3,000人から2万9,000人の本市を除く15市の議員報酬を比較してみますと、1市が26万6,000円で、その他の14市では月額30万円以上という結果でありました。

収集資料に対する意見交換においては、人口規模や財政状況等について、他市の現状と照らし合わせながら議論いたしました。議論を進める中で、広く市民の意見を伺うために、意見交換会を実施すべきとの意見が出され、広く民意を把握するために市内各種団体に対して、「議員定数・報酬及びいちき串木野市議会に対する意識調査」を実施することといたしました。なお、調査は、議会への関心度、議会情報の取得、議会傍聴、議会改革の取組、議員定数や議員報酬など10項目について行っております。

第5回委員会では、意識調査の調査結果に対する報告及び分析を行いました。

調査結果については、依頼した47団体全てから回答をいただき、市議会に関心があるかといった問いに対しては、全ての団体で「ある」または「少しある」との回答があった一方で、市民の声が市議会に反映されているかといった問いに対しては、「反映されていない」「分からない」という回答が多く、市民から議会への意見は大変厳しい状況でありました。

議員定数・報酬に関する項目では、本市の議員定数は何人が妥当な議員数だと思うかという問いにおいて、「現在の議員定数でよい」が55.3%、「現在の議員数より減らす」が40.4%、「現在の議員数より増やす」が0%でありました。次に、本市の議員報酬について、現在の報酬額は妥当な金額だと思うかという問いでは、「妥当な額と思う」が61.7%、「少し少ないと思う」が27.7%、「少し多いと思う」が8.5%であり、議員定数・報酬のいずれも、現状が望ましいとの回答が半数以上の結果となりました。

また、自由意見として、人口減少の傾向にあるので定数は減らしたほうが良い、議員を減らして1人当たりの報酬を増やし次の担い手が立候補しやすくすべき、市民の月給と比べて議員報酬は高いと思うなど、様々な意見が寄せられたところであります。

次に、本年7月26日及び29日には、「市内各種団

体との意見交換会」を開催し、各まちづくり協議会や女性団体、商工会議所の方々など、38団体52名の参加をいただき活発な議論が交わされました。

会議の中では定数について、議会活動をする上で定数は何人が適当なのか考えて定めてほしいといった意見のほか、人口はどんどん減少しており定数は減らしてもいいのではないかと定数削減を主張する意見が多く、報酬については、他市と比較するだけでなく市民感情も考慮して報酬は現状でいいのではないかと定数維持の意見がある一方、若い世代が家族を養っていきけるような報酬にしてほしい、報酬は時代に合わせて上がっていくのが当然ではないかと定数増額すべき旨の意見も出されました。

第6回委員会において、市内各種団体との意見交換会での意見を精査するとともに、第6回から第9回までの4回の委員会にわたり委員間での協議を行いました。次期改選時の議員定数に係る議論の中では、議員定数を減らすと、中山間地等において議員のいない地域が増えることが懸念されることとして現状維持を望む意見が出された一方で、本市の非常に厳しい財政状況に鑑み、議員定数は削減すべきである、さらには、市域もコンパクトであり将来を見据えて思い切った定数削減が必要、本市における議員の成り手不足が懸念されており、定数を削減して、これまでの議員報酬額を超えない範囲での報酬増額が望ましいとして、議員定数は12人あるいは13人に削減すべきとする意見などが出されましたが、多く述べられた意見は、本市の人口について、前回定数を見直した平成29年度同様の減少傾向であること、議会の権能を発揮するには2常任委員会を維持することが望ましく、1委員会当たり最低7人は必要であることなどから、議員定数を2人削減して14人とすべきとするものであり、本市の議員定数はいかにあるべきかについて採決を行った結果、本委員会としての結論は、「次期一般選挙から適用する議員定数は、現行の16人から2人削減し14人とすべきである」と決定いたしました。

なお、今回の委員長報告が承認された場合は、いちき串木野市議会議員定数条例の一部を改正する条

例の制定についての議案を提案したいと考えております。

次に、次期改選以降の議員報酬に係る議論の中では、近隣市と比較しても大差のない報酬額である、本市の財政状況や市民所得等を鑑みると増額できる状況ではない、将来的に報酬増とすべき時期が来るかもしれないが、現時点ではそういった状況ではない、報酬が上がるからという理由ではなく本市の発展のために一生懸命頑張りたいという方に議員になってほしい、議会への出席義務は年間60日前後であり、議員自らが報酬の増額を語るのはおこがましいなど、現状維持とすべき旨の意見がある一方で、昨今の物価高騰を背景に、初任給を上げて人材確保に努める民間企業も増えている、議員年金が廃止され将来の生活の保障がない中では、議員の成り手不足が懸念される、成り手不足解消に向けて兼業でない方が議員報酬で日常生活が営まれるような環境整備が必要である、将来を見据えて志高い方々が挑戦できる環境を整えるため、定数を2減とし、これまでの報酬月額を総額を超えない範囲で月額3万8,000円程度の増が必要ではないか、本市の財政状況では今後公債費比率が下がってくると見込まれ、定数を減らし報酬を上げて十分な議員活動をすべきといった市民の意見も多くなってきたことなどから、議員定数を削減した上で、これまでの議員報酬月額の総額を超えない範囲で増額すべきとの意見が述べられました。

また、議員報酬の見直しに当たっては、特別職報酬等審議会において検討された議員報酬でなければ、市民の理解が得られないのではないかといった報酬等審議会への諮問を要請すべき旨の意見が述べられております。

本市の議員報酬はいかにあるべきかについては、採決の結果、委員長を除く7名のうち、議員報酬を引き上げるべきとする委員が4名、議員報酬は現状のまま維持すべきとする委員が3名となり、「次期一般選挙から適用する議員報酬は、引上げを行うべき旨の意見が多数」を占めました。これを踏まえて、いちき串木野市特別職報酬等審議会の開催を要請するという結論であります。

なお、議論の中では、議員活動が市民に十分伝わっておらず、理解してもらう努力も必要ではないか、議員のおのおのが活動する中で、次の若い世代が立候補しやすい環境整備、機運の醸成が必要である、議員の成り手不足については、今後も引き続き課題解決に向けて協議していく必要があるなど、今後のいちき串木野市議会の在り方等を含めて様々な意見が述べられたのであります。

私どもは、「議員定数・報酬及びいちき串木野市議会に対する意識調査」や「市内各種団体との意見交換会」などを通して、議員定数等調査特別委員会に寄せられた多くの御意見、御提言を真摯に受け止めるとともに、これまで以上に市民との意思疎通を図りながら、議員個人の資質向上及びいちき串木野市議会の活性化に取り組んでまいり所存であります。

以上で、議員定数等調査特別委員会に付託されました案件について、調査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、議員定数等調査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○7番（田中和矢君） 今、議員定数と報酬についての委員長からの報告を受けましたが、その中で、若い世代の議会参加と財政状況等を考えて、いろいろと議論され、かなりいい議論をされているとは思いますが、この中で、若い議員をこの議会に参加する、あるいはもっと言えば選挙で出てもらう、そういう意味で、どうでしょうか、現在のこの議会の議員の構成のことはもう少し具体的に出なかったものでしょうか。

はっきり言いまして、他市町村の議会の構成等を見て、あるいは比較すると、私は絶対年齢のことを言っているのではなくて、期数ですね、かなり期数の長い、多いというか、50年近くもやっておられる方がおられる。今、当局の皆さんが我が市の市役所に努める前から議員をされてる方がおられます。やはり、こういったことから、後進に道を譲るべきだというような考え、あるいはそういった意見交換はなかったのか、委員長にお尋ねしたいと思います。

○議員定数等調査特別委員長（東 育代君） 田

中議員の質問にお答えいたしますが、構成や期数についての審議はしておりません。

○7番（田中和矢君） 議員の、あるいは選挙権の、議員に立候補する、こういったものは公職選挙法に定められていて、25歳以上とか30歳以上、被選挙権がそうですね、選挙権はついこの間までは20年でしたが最近では18歳と。それは、被選挙権と選挙権は定めてありますが、公職選挙法によると、いつまでしてはいかんとか、何期までだというようなことは定められておりません。これは、それぞれの方の体力あるいは……、なかなか言いにくい面ではありますが、やはりあまりにも。50年とか長い間やることは、若い方の議会参加にも非常に……、そういうのがありますので、そういった議員の最後のほうのことは条例とか法律では定めてありませんが、そういった質疑は具体的に出なかったのでしょうか。

○議員定数等調査特別委員長（東 育代君） 田中議員の質問にお答えしますが、今いろいろと申述べをされましたけれども、そういうことについての意見は出ておりませんし、審議しておりません。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。

議員定数等調査特別委員会の報告について、大六野一美議員の発言を許します。

○9番（大六野一美君） 私は、議員定数等調査特別委員会委員長の報告に対し、反対の立場で討論をいたします。

他市に比較しても人口減少率が著しく、ましてや県内ワースト1の財政状況から、定数を見直し調査をせよというのが特別委員会の発足であったと理解をし、認識をしております。

定数は、そういう意味から、2減の14名とすることでほぼ全会一致で委員会としての結論を見ました。

しかしながら、2名減の報酬分を14名に上積み、報酬を3万8,000円程度アップしようとのことであります。その前提で、報酬審議会の開催を要請することとあります。報酬は、対価であって給料で

はないことをしっかり認識すべきであって、おのれの生活を優先し報酬アップを要請すべきではないとの信念を持っております。

定数2減が報道されてから、数人の市民から、2減して報酬アップするぐらいなら現状のほうでいいんじゃないのかという声を聞きました。

10月、11月に実施された薩摩川内市、伊佐市、明けて4月に予定されている日置市、若い人の立候補が多数予定をされております。同時に、期数も若い。本市だけが突出している事実をしっかりと自覚すべきとの思いを伝え、反対討論といたします。

○議長（中里純人君） 次に、田中和矢議員の発言を許します。

○7番（田中和矢君） 通常の討論だと、反対討論があつて賛成討論があつて私の番に来るものと思つてましたが、賛成討論がありませんので、大六野議員に引き続き反対討論ということで申し上げます。

財政状況やら社会情勢、市民感情、こういったことで、議員定数等特別委員会で十分な審議がされたとは思いますが、その結果を発表されたとは思っておりますが、私は、人口減であっても、やはり定数は現在の16名で維持してもらいたいと考えるものです。

2名減した上で報酬を、先ほども大六野議員がおっしゃったので重なりますので控えますが、その分を14名で上乘せしていくというような考え方ではないかと思ひます。

若い世代の議会参加を図ると、財政状況を考えるとというようなこともありました。やはり、市民の皆さんは、議員の報酬が決して妥当だ、あるいは安いと思つている方は少ないと思ひます。アンケートの調査ではあのような数字が出ておりますが、やはり、市民の皆さんから議員を減らしてというのが出てくるのは、そこに我々議員が本当に熱心に審議を尽くしていないから、そういうような意見が出てくるのではないかと思いますし、それから、市民の平均所得が大体230万円ということからも、やはり議員に対する妬み、やっかみもあるのではないかと思つております。

そういったことからしましても、国会議員は別としまして、戦後、マッカーサーが、市議会議員の報

酬はできるだけ高くして優秀な人あるいは熱心な人に市議会議員になってほしいということでやったのですが、これがどうもうまくいかなかったというような話も、それから後、戦後ずっと言われております。

世界の市議会議員の報酬を考えると、カナダのバンクーバーとかはボランティアという考え、それから、欧州でも無償のボランティアではないですけども、妥当な範囲での報酬を決めているようです。そこで、ボランティアとは通常は無償が原則なんでしょうけれども、あえて有償のボランティアと。アメリカのニューヨークとかそういったところでも、市民所得より多くないことと定めてあるそうです。そして、議員の任期も4期を超えないと。4期になったら自動的に引退する、そして後進に譲って若い人たちの、あるいはその時代に合った考え方を議会に取り入れていく。そういったことは大いに学ぶべき点ではないかなと思っております。

したがって、議員の定数の削減には反対、現状を維持する、それと報酬は、先ほど言いました市民所得の平均である230万円よりずっと多いわけですから、そういった面からも報酬を上げるというのはもってのほかであって。そうであっても議員になって活動したい、そういう情熱のある方になっていただくために、報酬の増についても反対と考えます。

そういったことで、議員定数、先ほどの委員長の報告には反対という立場でお話をいたしました。どうか、皆さんもよく考えていただければありがたいなと思います。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は承認することに決定しました。ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時45分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま議員定数等調査特別委員長から、議案第76号いちき串木野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号いちき串木野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを、日程に追加し議題とすることに決定しました。

△追加日程第2 議案第76号上程

○議長（中里純人君） 追加日程第2、議案第76号いちき串木野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議員定数等調査特別委員長に提案理由の説明を求めます。

〔議員定数等調査特別委員長 東 育代君登壇〕

○議員定数等調査特別委員長（東 育代君） ただいま議題とされました議案第76号いちき串木野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本市議会においては、令和5年12月に議員定数等調査特別委員会を設置し、本市の議員定数及び報酬等はいかにあるべきかについて、類似市に関する資料の収集・分析を行うとともに各種団体との意見交換会を実施するなど、鋭意調査してまいりました。

その結果、本市の厳しい財政状況や人口減少を勘案するとともに、市民の声を真摯に受け止め、現行の議員定数16人から2人減員し、定数を14人とする特別委員長報告が承認されたところであります。

このことを踏まえ、地方自治法第91条第1項の規定に基づき、委員長報告のとおり、議員定数を14人に改正し、次期一般選挙から適用しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

議案第76号いちき串木野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、田中和矢議員の発言を許します。

〔7番田中和矢君登壇〕

○7番（田中和矢君） 議員定数を16から14に2名減することに対して、反対の立場から討論いたします。

やはり、民主主義の原則は本来は市民全員でやるのが本当なだけけれども、それでは実際問題としてやれない。これは、ローマの時代から、全員で円形競技場なりコロシウムに集まってけんけんがくがくとした意見を交わして、しかも多数決によって決めた、その原則をできるだけ維持する、守るためにも、人口減や財政状況ということで安易に定数を2名減にすることに対して、反対をいたします。

やはり、先の委員長から発表されたアンケートでも、定数に関するアンケートによりますと、現状維持が60%います。これは、単純に言っても2分の1、過半数を占めているわけです。

そういったことから、それからまた、当市では16のまちづくり協議会がありますが、何も、私は、議員はまちづくり協議会から1名ずつ出している、そんなふうには全く思っておりません。地域の代表であるとともに、あるいはそれ以上に市全体のことを考えた上で、私がモットーとしておりますのは市民派の議員、そういう立場からしても、やはり多くの様々な意見、様々な経済状況や家庭状況、いろいろな方がおられることをできるだけ吸い上げるためにも、議員の定数は削減すべきではないと思います。

したがって、この2名定数減の条例案には反対をいたします。

○議長（中里純人君） 次に、田畑和彦議員の発言を許します。

〔1番田畑和彦君登壇〕

○1番（田畑和彦君） 議案第76号いちき串木野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、先ほど委員長から報告がありましたが、これまで議員定数等調査特別委員会において、本市と人口規模や財政規模が類似した他市との対比、民意を広く把握するための意識調査、各種団体との意見交換会を踏まえ、9回にわたる委員会を開催し慎重に議論され、平成29年11月から適用されている現在の議員定数16人を2人削減し、定数を14人とするものであります。

私は、賛成の理由として、人口減少・少子化への対応は最重要視すべきでありと考え、議員定数削減を公約として掲げてまいりました。御承知のとおり、少子化の進行は一向に歯止めがかからず、静かなる有事とも言われ、我が国の喫緊の課題とはいえ、その解決はいまだ見つからず人口減少・少子化の進行は激化する一方であります。

本市でも、定数を16人としてから7年が経過し、この間、本市の人口は約2,700人も減少し、先月末の本市の人口は2万5,862人となりました。本市の定数が14人となると、議員1人が担う人口は1,847人となります。

先進地を参考にしますと、お隣の日置市では、定数が20人であり議員1人が担う人口は2,314人で、本市にこの割合を置き換えると、本市の議員定数は11人、また3日前の南日本新聞によりますと、南さつま市では、来年11月の選挙から1人減の16人とする条例改正が可決したとの記事がありました。南さつま市の人口は、12月3日現在で3万1,131人であり、定数が16人となれば議員1人が担う人口は1,945人で、本市にこの割合を置き換えると、本市の議員定数は13人となります。

一方、面積を考慮すると、日置市の面積は本市の2.2倍、南さつま市は本市の2.5倍あるにもかかわらず、先ほど申した議員定数の割合でも、二元代表制を維持し住民のための意思決定機関としての役割を果たしております。

定数削減後は、先進地の議会運営の取組事例を参

考にし、さらには、自己能力を高めるふだんの研さんや民意の吸収機能の充実、議会運営上の工夫に努め、議会機能の維持・向上・充実を図ることにより、市民の負託に応えるものと確信いたします。

以上のことを付け加えさせていただき、議員定数を14人にすることを皆様をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。御賛同いただきますよう、心からお願いをいたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

△日程第28 所管事務調査の結果報告について

○議長（中里純人君） 次に、日程第28、所管事務調査の結果報告についてを議題とします。

総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長吉留良三君登壇]

○総務厚生委員長（吉留良三君） 報告いたします。

総務厚生委員会のこれまでの所管事務調査の内容を取りまとめましたので、その結果について報告いたします。

当委員会では、所管事務調査項目として、人口減少対策について、防災対策（原発を含む）について、行財政改革について、生活環境について、住民福祉について、健康増進についての6項目を設定しております。

令和6年5月13日から15日にかけて、山口県長門市、島根県江津市、島根県津和野町に、先進地行政視察を行ってまいりました。

まず、山口県長門市では、「移住・定住促進施策の取組について」調査しました。

長門市は、移住者のターゲットを子育て世代とし、数も大事だが質も大事として、定住支援員・移住コーディネーター設置事業や空き家活用事業、お試し

暮らしコーディネーター事業など様々な定住支援事業に取り組んでおります。

中でも、定住支援員は、空き家物件の調査や登録、移住希望者への物件説明を行っており、移住コーディネーターは、窓口、電話、オンラインによる移住相談や転入時のサポート、移住後のケアを行っております。

定住支援員と移住コーディネーターの相談者・移住者に寄り添った支援や定住支援サイト等の効果もあり、移住相談件数は令和5年度において988件と順調に伸びているとのことでもあります。

当委員会としては、長門市は、電話やメール等での問合せの初期段階から移住後のケアまで人と人とのつながりを大事にしている。本市でも、移住コーディネーターを複数人配置し、移住者との絆を深める取組を講じるべきであるとの意見を集約しました。

次に、島根県江津市では、「守りと攻めの定住対策について」調査しました。

江津市は、守りの定住対策として、平成18年から、他地域に先駆けて空き家バンク制度を開始し、定住促進や地域活性化の取組を行っております。江津市の空き家バンク制度は、対象者をU・Iターン者に限定しており、空き家改修補助金についても、U・Iターン者の入居が見込める物件を補助条件としております。

また、攻めの定住対策として、ビジネスプランコンテストを行っております。市、NPO法人、金融機関、商工会議所等で組織される起業家支援の事業体が、地域の問題解決につながるビジネスを募集し、挑戦意欲のある若者を発掘するビジネスプランコンテストを平成22年から開催、これまで様々な起業が実現し、市内の空き店舗等に出店しております。

当委員会としては、江津市の空き家バンク制度のように、対象者をU・Iターン者に限定するなど戦略的な取組は参考になる。また、ビジネスプランコンテストが成功した要因は、行政だけでなく金融機関、商工会議所、NPO法人など市内の関係者が連携して支援体制を構築していることである。市だけが事業を行うのではなく、地域ぐるみで起業する人を応援する仕組みづくりが若者の創業と定着につな

がっているとの意見を集約しました。

次に、島根県津和野町では、「移住・定住支援の取組について」調査しました。

津和野町は、民間の有識者グループ、人口戦略会議により、消滅可能性都市として公表された危機感から、覚悟を持って移住・定住支援事業に取り組んでおります。

町へ移住を希望する者、就業体験を希望する者、または地元の高校へ修学を希望する者、もしくはその家族に、町内の風土や日常生活を体験できる機会を提供するため、お試し暮らし住宅事業を行っております。また、空き家等住宅関連補助金を充実させ、民間事業者による空き家改修を促進し、賃貸住宅の確保と定住対策を行っております。

当委員会としては、その土地の風土や移住生活を体験できる機会を提供できるようなお試し住宅を整備すべきである。また、空き家所有者の視点に立った空き家等関連補助金を拡充することにより、空き家の有効活用が図られるとの意見を集約しました。

先進地で調査した内容を委員会において協議し、所管課への現状確認を行った上で、移住・定住促進の取組について、次の項目を提言することを決定しました。

一つ、移住相談や転入時のサポート、移住後のケアなどを行う移住コーディネーターの配置を検討すること。

二つ、定住相談員の増員及び相談活動の充実に取り組むこと。

三つ、行政職員と定住相談員の連携と人材育成に取り組むこと。

四つ、移住者同士や仲間づくりや情報交換ができる移住者交流会などの企画・開催を検討すること。

五つ、移住者向けの空き家の確保、お試し住宅の拡充に取り組むこと。

六つ、魅力を感じる空き家、空き店舗の情報発信に取り組むこと。

七つ、空き家の有効活用を促進させる改修費補助金の増額を検討すること。

以上を提言とし、今後の政策において検討されるよう要望するものであります。

これで、総務厚生委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

総務厚生委員会の所管事務調査の結果報告については、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、総務厚生委員会の所管事務調査の結果報告は委員長報告のとおり承認されました。

△日程第29 所管事務調査の結果報告について

○議長（中里純人君） 次に、日程第29、所管事務調査の結果報告についてを議題とします。

産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長田畑和彦君登壇〕

○産業教育委員長（田畑和彦君） それでは、産業教育委員会のこれまでの所管事務調査の内容を取りまとめましたので、その結果について報告いたします。

当委員会では、所管事務調査事項として、農林水産業の振興について、商工・交通運輸について、食のまちづくり・観光振興について、社会基盤の整備について、教育問題について、スポーツ・文化の振興について、新エネルギー施策の推進について、企業誘致についての8項目を設定しております。

令和6年5月15日から17日にかけて、学校統廃合と跡地利用、特産品のブランド化、不登校対策の三つの項目について、徳島県三好市、岡山県備前市、広島県海田町に、先進地行政視察を行ってまいりました。

まず、徳島県三好市では、「廃校施設の活用について」調査いたしました。

三好市では、平成24年4月から、休廃校活用事業を推進するため、専任で配置された職員が職員のや

る気や能力に左右されない仕組みづくりに取りかかり、活用に関する基本方針と仕組みを確立しております。

廃校となった学校施設は、校舎の状態や立地、地元の意向などを踏まえ、活用校、活用検討校、廃止に分類し、募集や活用を早急に行っており、活用に当たっては、無償貸付を基本とし、施設整備や運営に対する市からの補助等は一切なく、契約期間満了時の原状回復も求めているとのことであります。

当委員会としては、施設は現状のまま無償で貸し出すため、活用する事業者が必要に応じて改修を行い、契約期間満了時の原状回復も求めておらず、事業者が参入しやすい仕組みとなっている。応募があった事業については、市職員による地元説明会が丁寧に行われており、地元住民の意見を尊重し市全体で取り組む姿勢は参考になるとの意見を集約しました。

次に、岡山県備前市では、「里海里山ブランド推進協議会について」調査しました。

備前市では、約40年前に、数名の地元漁師が始めたアマモ場再生活動を契機とし、2017年に、関係団体と行政が一体となり、資源を生かした持続可能なまちづくりの推進を目的とした備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICMを設置しております。また、協議会では、持続可能な取組や自然に配慮した事業によって育まれる産品や商品などを、備前市里海里山ブランド「みんなでびぜん」に認定し推奨しております。

当委員会としては、ブランド化を通して限りある資源を次の世代につなげるためには、安定的な収入の確保が重要で、収益を上げもうかる仕組みづくりが必要となる。耕作放棄地対策や資源の活用という観点から、ブランド化している点では先進的な取組であるが、ふるさと納税への効果や販路拡大の点では大きな成果が上がっておらず、PR、販売促進の方法が今後の課題であるとの意見を集約しました。

次に、広島県海田町では、「不登校について」調査しました。

広島県では、令和元年度から、不登校SSR（スペシャルサポートルーム）推進校を指定し、不登校

の未然防止及び不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っております。

事業開始初年度から指定を受けている海田町では、不登校傾向になるのは小学校低学年からと考え、小学校の段階でしっかりとケアすることを重点的に取り組み、不登校児童生徒に寄り添った居場所づくりを行うことにより、登校意欲を高め、不登校傾向にある児童生徒の登校日数が増えるなど、成果を上げております。

子どもたち個々で不登校の原因は違うため、一律の対応をせず、子どもたちが抱える課題、背景、理由を確認し、状況を把握した上で、対応の選択肢を与えることが重要であり、対応のマッチングが一番よい効果をもたらしているとのことであります。

当委員会としては、いかに学校内に居場所をつくるか、普通教室復帰ではない社会的自立のための支援をどう行うか、様々な配慮、教員同士の情報共有など、子どもを中心に徹底していたことに感動した。子どもに対しての適切な場所、その場所に適任者を充てる適材適所の人事が重要であるとの意見を集約しました。

先進地で調査した内容を委員会において協議し、所管課への現状確認を行った上で、不登校対策、学校統廃合と跡地利用について、次の項目を提言することを決定しました。

まず、不登校対策について。

一つ、小学校に、社会的自立に向けた支援と不登校の未然防止を目的とした校内教育支援教室を設置すること。

二つ、子どもの相談する力、SOSを出す力、自分の強みを知り生かす力が育まれるよう、支援体制の充実を図ること。

三つ、必要な教育予算を確保すること。

次に、学校統廃合と跡地利用について。

一つ、廃校活用の検討に当たっては、官民及び地域が連携し取り組む仕組みを構築すること。

二つ、廃校を活用しやすい仕組み、応募しやすい仕組みを構築すること。

三つ、廃校活用を強力に推進するための専属の担当職員を配置すること。

以上を提言し、今後の政策において検討されるよう要望するものであります。

これで、産業教育委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

産業教育委員会の所管事務調査の結果報告については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、産業教育委員会の所管事務調査の結果報告は委員長報告のとおり承認されました。

△日程第30 閉会中の継続調査について

○議長（中里純人君） 次に、日程第30、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第31 議員派遣について

○議長（中里純人君） 次に、日程第31、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（中里純人君） この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 12月議会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

去る11月29日に開会されました令和6年第4回市議会定例会が、本日をもって最終日を迎えることとなりました。今議会に提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に審議の上、議決していただき、誠にありがとうございました。

本会議並びに委員会において賜りました御意見等につきましては、今後の市政執行の中で十分配慮して対処してまいる所存であります。

中でも、ホテルアクシアに係る予算議案につきましては、本市の観光面、経済面において重要な施設と認識をいたしております。無償譲渡した施設ではありますが、施設の用途制限、土地の無償貸付期限もあることから、期間終了後の市への返還も想定し、施設の方向性を定める必要があります。

今後、検討経過も含め、丁寧に説明に努めてまいります。

さて、今年1年を振り返りますと、全国的には多くの災害に見舞われ、本市におきましても、災害対策の充実、防災意識の向上が強く求められることとなりました。

また、本市におきましては、高校生の活躍が市民に大きな感動と勇気、元気を与えてくれた1年でもあったと思います。神村学園におきましては、サッカー部、ソフトボール部をはじめ、夏の甲子園では2年連続のベスト4、吹奏楽部は先日の全日本マーチングで最高賞の金賞を受賞、さらに、昨日京都で行われました全国高校女子駅伝大会においては、優勝こそありませんでしたが5位入賞と健闘をいたしました。また、市来農芸高等学校におきましては、南九州黒牛枝肉共励会の高校生部門で2年連続の金賞受賞であります。

一方で、社会の変化、特に地方における人口減少・少子化は深刻な段階に来ていると思います。本

市では、昨年度から人口減少・少子化対策を最重要課題に位置づけ、子どもや若者を中心とした施策に重点的に取り組んでいるところでありますけれども、一般質問でも議論されましたように、農林漁業・商工業などの産業面はじめ、学校再編や公共交通、環境行政など、あらゆる分野において、これまでの延長線上ではない思い切った変化・改革が求められております。

来年は、本市市制施行20周年を迎え、言わば成人としてのいちき串木野市の歩みを力強く進めていくときであります。議員の皆様はじめ市民のお声をお聞きしながら、スピード感を持って対応してまいります。

これから寒さも厳しくなり、慌ただしい年末年始を迎えることとなります。くれぐれも健康管理に十分留意され、そして越年をされて、新しい年が議員各位並びに市民の皆様にとって素晴らしい年となりますよう祈念申し上げ、挨拶いたします。

△閉 会

○議長（中里純人君） これで、令和6年第4回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時20分

教育環境改善のため、2025（令和7）年度政府予算に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画どおり進捗すれば、2025年度で完了します。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かな教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

こうした観点から、2025年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請いたします。

記

1. 中学校・高等学校までの35人以下学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級実現を図ること。
2. 学校施設、教材、図書、安全対策など、子どもたちの教育環境において自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編制基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。また、学校統廃合については、地域や保護者の意見を尊重して対処すること。
4. 特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてもカウントすること。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 防災対策（原発を含む）について
 3. 行財政改革について
 4. 生活環境について
 5. 住民福祉について
 6. 健康増進について

令和6年12月23日

総務厚生委員会
委員長 吉 留 良 三

いちき串木野市議会
議長 中 里 純 人 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 教育問題について
 6. スポーツ・文化の振興について
 7. 新エネルギー施策の推進について
 8. 企業誘致について

令和6年12月23日

産業教育委員会
委員長 田 畑 和 彦

いちき串木野市議会
議長 中 里 純 人 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 鹿児島県市議会議員研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市川商ホール
- (3) 派遣期間 令和7年1月21日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員